

## 吸收分割に係る事前開示書類の変更

2025年10月28日

HIBC 株式会社

株式会社博報堂 DY ホールディングス

2025年10月28日

## 吸收分割に係る事前開示書類の変更

(吸收分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項  
吸收分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区九段南四丁目2番11号 アビ  
スタ市ヶ谷ビル2階C  
HIBC株式会社  
代表取締役 鉢嶺登

東京都港区赤坂5丁目3番1号  
株式会社博報堂DYホールディングス  
代表取締役社長 西山 泰央

HIBC株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社博報堂DYホールディングス（以下「乙」といいます。）は、2025年9月11日付で吸收分割契約書を締結し、効力発生日を2025年11月5日として、甲がその営む株式会社デジタルホールディングス（以下「デジタルホールディングス」といいます。）の株式保有事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うこととしておりましたが、本吸收分割に関し、甲及び乙が2025年10月28日付で吸收分割契約変更契約書を締結し、本吸收分割の効力発生日を2025年11月19日に変更いたしました。

そのため、本吸收分割に関し、甲及び乙が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に基づき備置いたしました2025年10月3日付「吸收分割に係る事前開示書類」の記載事項の一部に変更が生じましたので、下記のとおり変更いたします。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

### 1. 吸收分割契約の内容

（変更前）

別紙1に記載のとおりです。

（変更後）

別紙1に記載のとおりです。

また、甲及び乙は、2025年10月28日付で、別紙1-2に記載のとおり、吸收分割契約変更契約書を締結いたしました。

### 5. 吸收分割承継会社についての次に掲げる事項

(3) 吸收分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（変更前）

- ① 自己株式の取得  
(省略)
- ② 連結子会社（特定子会社）の持分法適用関連会社への異動  
(省略)
- ③ 謙渡制限付株式報酬としての自己株式の処分  
(省略)
- ④ 乙によるデジタルホールディングスの非公開化  
乙は、デジタルホールディングスを完全子会社とする目的として、2025年9月12日から同年10月28日までを公開買付けの買付け等の期間とする、デジタルホールディングスの普通株式（1株につき1,970円）並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第9回新株予約権買付価格を79,100円、第10回新株予約権買付価格を95,400円）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しております。

(変更後)

- ① 自己株式の取得  
(省略)
- ② 連結子会社（特定子会社）の持分法適用関連会社への異動  
(省略)
- ③ 謙渡制限付株式報酬としての自己株式の処分  
(省略)
- ④ 乙によるデジタルホールディングスの非公開化  
乙は、デジタルホールディングスを完全子会社とする目的として、2025年9月12日から同年10月28日までを公開買付けの買付け等の期間とする、デジタルホールディングスの普通株式（1株につき1,970円）並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第9回新株予約権買付価格を79,100円、第10回新株予約権買付価格を95,400円）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しておりますが、本公開買付けの買付け等の期間を2025年11月12日まで延長することを決定しました。

## 6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(変更前)

- ① 株式会社3iとの間の吸収分割

甲は、吸収分割により、2025年11月4日を効力発生日として、株式会社3iに対し、甲の営む全事業（ただし、デジタルホールディングスの株式保有事業を除く。）に関する権利義務を承継させることを予定しております。

- ② 甲の株式に関する株式譲渡契約の締結  
(省略)

（変更後）

- ① 株式会社3iとの間の吸収分割  
甲は、吸収分割により、2025年11月18日を効力発生日として、株式会社3iに対し、甲の営む全事業（ただし、デジタルホールディングスの株式保有事業を除く。）に関する権利義務を承継させることを予定しております。
- ② 甲の株式に関する株式譲渡契約の締結  
(省略)

以上

別紙 1-2 (吸収分割契約変更契約書)

(添付のとおり)

# 吸收分割契約変更契約書

HIBC 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社博報堂 DY ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025 年 9 月 11 日付で甲及び乙の間で締結した吸收分割契約書（以下「本契約」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。なお、本変更契約において用いられる用語は、別段の定めがない限り、本契約において定義された意味を有する。

## 第 1 条（本契約の変更）

甲及び乙は、本契約の第 6 条及び別紙第 3 項を、以下のとおり変更する（下線は修正箇所）。

## 第 6 条（効力発生日）

（変更前）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 11 月 5 日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 11 月 19 日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

## 別紙

（変更前）

### 3. 契約

甲及び鉢嶺登の間の 2025 年 11 月 5 日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

（変更後）

### 3. 契約

甲及び鉢嶺登の間の 2025 年 11 月 19 日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

## 第 2 条（本契約のその他の規定の効力）

本変更契約に定める事項を除き、本契約の規定は、本変更契約の締結によって何ら修正又は変更されることなく、従前通り定めるところに従って、その効力を有するものとす

る。

第3条（その他）

本変更契約に定めのない事項は本契約の定めに従うものとする。

（以下余白）

本変更契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月28日

甲： 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 アビスタ市ヶ谷  
ビル2階C  
HIBC株式会社  
代表取締役 鈴嶺登 ㊞

鈴嶺 登

本変更契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月28日

乙： 株式会社博報堂DYホールディングス  
東京都港区赤坂5丁目3番1号  
代表取締役社長 西山 泰央



## 吸收分割に係る事前開示書類の変更

2025年11月12日

HIBC 株式会社

株式会社博報堂 DY ホールディングス

2025年11月12日

## 吸收分割に係る事前開示書類の変更

(吸收分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項  
吸收分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区九段南四丁目2番11号 アビ  
スタ市ヶ谷ビル2階C  
HIBC株式会社  
代表取締役 鉢嶺登

東京都港区赤坂5丁目3番1号  
株式会社博報堂DYホールディングス  
代表取締役社長 西山 泰央

HIBC株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社博報堂DYホールディングス（以下「乙」といいます。）は、2025年9月11日付で吸收分割契約書を、2025年10月28日付で吸收分割契約変更契約書をそれぞれ締結し、効力発生日を2025年11月19日として、甲がその営む株式会社デジタルホールディングス（以下「デジタルホールディングス」といいます。）の株式保有事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うこととしておりましたが、本吸收分割に関し、甲及び乙が2025年11月12日付で第2回吸收分割契約変更契約書を締結し、本吸收分割の効力発生日を2025年12月4日に変更いたしました。

そのため、本吸收分割に関し、甲及び乙が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に基づき備置いたしました2025年10月3日付「吸收分割に係る事前開示書類」（2025年10月28日付「吸收分割に係る事前開示書類の変更」により変更されたものを含む。）の記載事項の一部に変更が生じましたので、下記のとおり変更いたします。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

### 1. 吸收分割契約の内容

（変更前）

別紙1に記載のとおりです。

また、甲及び乙は、2025年10月28日付で、別紙1-2に記載のとおり、吸收分割契約変更契約書を締結いたしました。

（変更後）

別紙1に記載のとおりです。

また、甲及び乙は、2025年10月28日付で、別紙1-2に記載のとおり、吸收分割契約変更契約書を締結いたしました。

さらに、甲及び乙は、2025年11月12日付で、別紙1-3に記載のとおり、第2回吸收分割契約変更契約書を締結いたしました。

## 5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

### (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(変更前)

① 自己株式の取得  
(省略)

② 連結子会社（特定子会社）の持分法適用関連会社への異動  
(省略)

③ 謹渡制限付株式報酬としての自己株式の処分  
(省略)

④ 乙によるデジタルホールディングスの非公開化

乙は、デジタルホールディングスを完全子会社とする目的として、2025年9月12日から同年10月28日までを公開買付けの買付け等の期間とする、デジタルホールディングスの普通株式（1株につき1,970円）並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第9回新株予約権買付価格を79,100円、第10回新株予約権買付価格を95,400円）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しておりますが、本公開買付けの買付け等の期間を2025年11月12日まで延長することを決定しました。

(変更後)

① 自己株式の取得  
(省略)

② 連結子会社（特定子会社）の持分法適用関連会社への異動  
(省略)

③ 謹渡制限付株式報酬としての自己株式の処分  
(省略)

④ 乙によるデジタルホールディングスの非公開化

乙は、デジタルホールディングスを完全子会社とする目的として、2025年9月12日から同年10月28日までを公開買付けの買付け等の期間とする、デジタルホールディングスの普通株式（1株につき1,970円）並びに第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第9回新株予約権買付価格を79,100円、第10回新株予約権買付価格を95,400円）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しており、本公開買付けの買付け等の期間を2025年11月12日まで延長することを決定しましたが、本公開買付けの買付け等の期間を2025年11月27日まで再延長することを決定しました。

以上

別紙 1-3 (第 2 回吸收分割契約変更契約書)

(添付のとおり)

## 第2回吸收分割契約変更契約書

HIBC 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社博報堂 DY ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025年9月11日付で甲及び乙の間で締結した吸收分割契約書（同年10月28日付で甲及び乙の間で締結した吸收分割契約変更契約書により変更されたもの）をいう。以下「本契約」という。）に関し、以下のとおり第2回吸收分割契約変更契約（以下「本追加変更契約」という。）を締結する。なお、本追加変更契約において用いられる用語は、別段の定めがない限り、本契約において定義された意味を有する。

### 第1条（本契約の変更）

甲及び乙は、本契約の第6条及び別紙第3項を、以下のとおり変更する（下線は修正箇所）。

### 第6条（効力発生日）

（変更前）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年11月19日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月4日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 別紙

（変更前）

#### 3. 契約

甲及び鉢嶺登の間の2025年11月19日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

（変更後）

#### 3. 契約

甲及び鉢嶺登の間の2025年12月4日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

### 第2条（本契約のその他の規定の効力）

本追加変更契約に定める事項を除き、本契約の規定は、本追加変更契約の締結によって

何ら修正又は変更されることなく、従前通り定めるところに従って、その効力を有するものとする。

第3条（その他）

本追加変更契約に定めのない事項は本契約の定めに従うものとする。

（以下余白）

本追加変更契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月12日

甲： 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 アビスタ市ヶ谷ビル2階C  
HIBC株式会社  
代表取締役 鉢嶺登

印



本追加変更契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月12日

乙： 株式会社博報堂DYホールディングス  
東京都港区赤坂5丁目3番1号  
代表取締役社長 西山 泰央

